

📖 中国人民銀行による「クロスボーダー人民元決済地域
拡大についての通知」の公布について

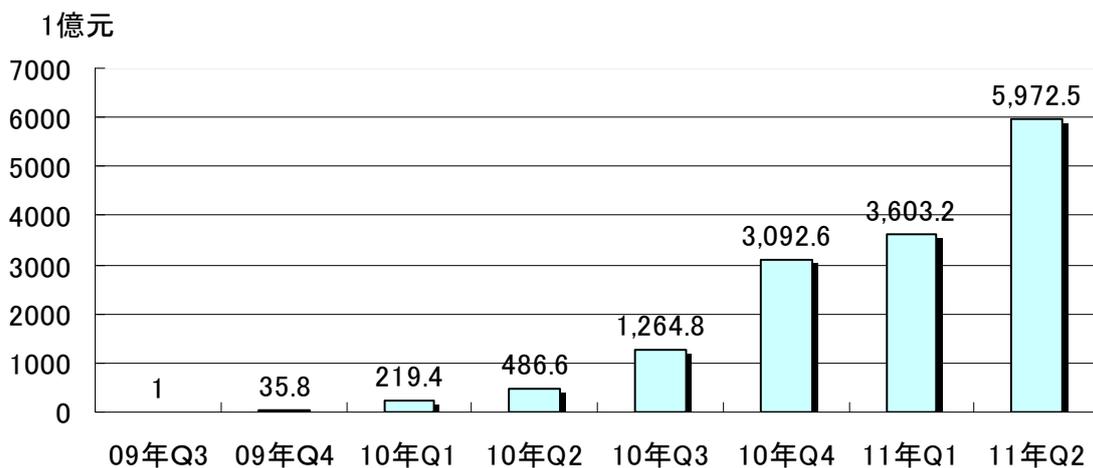
2011年8月26日
第36号

企画部 調査課

2011年8月24日付で、中国人民銀行により「クロスボーダー人民元決済地域拡大についての通知」(以下は「通知」と略称)が公布された。「通知」により、クロスボーダー人民元決済地域は、従来の20パイロット地域(省、自治区、直轄市)に更に11地域(省、自治区)が加わり、これによりクロスボーダー人民元決済は正式に全国範囲に拡大された。

クロスボーダー人民元決済試行は2009年7月の開始から既に2年が経過し、国際市場での人民元の認知度と影響力は確実に高まっている。利用実績を見ると、試行開始直後の段階では低迷したが、2010年6月に試行拡大関連措置が取られた後、取引金額と件数はいずれも大幅に増加し、2011年6月末までの取引金額は累計1兆4,675.9億元となった。試行開始以降のクロスボーダー人民元決済金額の推移は下表の通り。

クロスボーダー人民元決済金額推移



中国人民銀行の公表資料に基づき、三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司企画部調査課作成

試行開始から今日までの経緯を振り返ると、2009年7月に、中国人民銀行等6部門により「クロスボーダー人民元決済試行管理弁法」(中国人民銀行、財政部、商務部、税関総署、国家税務総局、

中国銀行業監督管理委員会公告[2009] 第 10 号) と「クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法実施細則」(銀発[2009] 212 号) が公布、施行され、試行が正式にスタートした。従来、外貨に限られた決済通貨に人民元を自主選択できるようになったが、起動段階においては、パイロット地域、パイロット企業、取扱可能な業務種類等が極めて限られていたため、2009 年末までの利用実績はわずか 35.8 億元にとどまった。

2010 年に入って中国政府の関連主管部門はクロスボーダー人民元決済の試行を拡大する方針を固め、2010 年 6 月には中国人民銀行より「クロスボーダー人民元決済試行の拡大に関する通知」(銀発[2010]186 号) が公布された。これにより、試行パイロット地域は中国域内 20 地域(省、自治区、直轄市)、域外対象地域は全世界に拡大、パイロット地域にある企業に対して、すべての経常項目下の関連業務が認められる等、試行範囲が大幅に拡大された。一方、輸出税還付などの関係で、輸出サイドでは、パイロット企業リストに列挙されている企業がクロスボーダー人民元輸出決済を実行でき、且つ税還付を享受できるとするパイロット企業管理制度は維持された。

2011 年 3 月に中国人民銀行が主催したクロスボーダー人民元関連会議では、さらに年内に試行範囲を全国に拡大するとの方針が打ち出された。当該方針は、8 月 17 日、香港を訪問中の国務院李克強副総理の講演においても改めて触れられ、「通知」はほどなく正式の公布に至った。「通知」により、クロスボーダー人民元決済地域は 20 地域から全国に範囲が拡大したが、輸出パイロット企業制度に関しては変更がなされておらず、新たに増加された 11 地域(省、自治区)の主管部門に対し、それぞれ管轄地域のパイロット企業推薦リストを作成することを要求している。

【クロスボーダー人民元決済試行の規制緩和の歩み】

項目	2009年7月以降	2010年6月以降	2011年8月以降
域内パイロット地域	5地域(直轄市、都市)にて起動 上海、広州、深セン、珠海、東莞	20地域(省、自治区、直轄市)に拡大 上海、北京、天津、内モンゴル、遼寧、吉林、黒龍江、江蘇、浙江、福建、山東、湖北、広西、広東、海南、重慶、四川、雲南、チベット、新疆	新規に11地域(省、自治区)が追加され 全国範囲に拡大 左記に加え、河北、山西、安徽、江西、河南、湖南、貴州、陝西、甘肅、寧夏、青海省(自治区)がパイロット地域に
域外地域	香港、マカオ、アセアン	全世界	全世界

各関連規定に基づき、三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司企画部調査課作成

クロスボーダー人民元決済は試行開始から2年という短期間に数多くの規制緩和措置が取られており、進捗ペースは市場の予想を上回っている。今年3月に採択された中国の第12次五カ年規画においても、「クロスボーダー人民元決済を促進し、資本項目開放を加速する」との方針が盛り込

まれており、今後もクロスボーダー人民元決済が一段と促進され、クロスボーダー人民元決済金額の中国の対外貿易総額に占める割合が更に増加することが予想される¹。

8 月 17 日に李克強副総理は、試行範囲の全国への拡大、香港企業の人民建て対内直接投資の支持、人民元域外適格投資者（RQFII）による中国国内投資市場への投資を認める等、クロスボーダー人民元決済試行を積極的に推進する姿勢を明らかにしている。今後、人民元外商直接投資及び人民元 QFII についても、それぞれ新たな関連通知が公布されると思われる。クロスボーダー人民元決済の政策動向について引き続き注目して参りたい。

以上

¹ HSBCのレポートでは、2015年前後にクロスボーダー人民元決済取引金額が中国対外貿易の5割に占めると予測した。

<参考資料>

【クロスボーダー人民元決済試行の政策調整経緯】

公布日	文件名	主要内容
2009年7月1日	「クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法」(中国人民銀行、財政部、商務部、税関総署、国家税務総局、中国銀行業監督管理委員会公告[2009]第10号)	中国域内のパイロット地域(上海、広州、深圳、東莞、珠海)所在のパイロット企業と香港・マカオ、アセアンの企業との間に貿易決済を直接人民元で行うことを認可。
2009年7月3日	「クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法実施細則」(銀発[2009]212号 中国人民銀行公布)	
2010年6月17日	「クロスボーダー貿易人民元決済試行の拡大に関する問題の通知」(銀発[2010]186号 中国人民銀行 財政部 商務部 税関総署 国家税務総局 銀監会連名公布)	中国域内のパイロット地域は20地域(省、自治区、直轄市)まで拡大し、域外取引相手の所在国・地域の制限を撤廃し、更に取引対象をすべての経常項目まで拡大した。
2010年9月18日	2010年9月2日付「域外機構の域内人民元銀行決済口座管理弁法」(銀発[2010]249号 中国人民銀行公布)	パイロット地域のみならず、全国範囲で域外機構の域内人民元銀行口座の開設が可能となった。当該口座はクロスボーダー人民元業務のみ使用可。
2011年1月6日	「域外直接投資人民元決済試行管理弁法」(中国人民銀行公告[2010]第1号 中国人民銀行公布)	許可を取得した域内機構の人民元対外直接投資が認められており、申請手続、投資利益の国内への送金、増資、減資、株主譲渡、清算等関連人民元収支等について規定している。
2011年2月25日	「外商投資管理工作の関連問題に関する通知」(商資函[2011]72号 商務部公布)	域外投資者がクロスボーダー貿易決済または他の合法ルートで取得した人民元で対内投資(企業の新設、既存企業の増資、域内企業の合併・買収、域内企業への融資等)を申請する際の関連手続について規定した。
2011年4月7日	「国家外貨管理局総公司によるクロスボーダー人民元資本項目業務操作関連問題を規範化することに関する通知」(匯総発[2011]38号 国家外貨管理局公布)	人民元域外直接投資業務(ODI in RMB)、人民元外商投資業務(FDI in RMB)関連手続、人民元域内企業の域外貸出業務、クロスボーダー人民元対外(偶発)債務(人民元外債と人民元対外担保)、クロスボーダー人民元証券項目下関連業務操作関連事項の明確化。
2011年6月8日	「クロスボーダー人民元業務関連問題の通知」(銀発[2011]145号 中国人民銀行公布)	個別案件で対内直接投資の申請手続を明文化、クロスボーダー人民元決済に係わる人民元為替売買業務の管理を強化、関連業務オペレーション事項を更に明確化。
2011年8月24日	「クロスボーダー人民元決済地域拡大についての通知」	クロスボーダー人民元決済地域が正式に全国範囲に拡大。

以下は中国語原文と日本語仮訳である。

中国語原文	日本語仮訳
<p>关于扩大跨境贸易人民币结算地区的通知</p> <p>为满足企业对跨境人民币业务的实际需求，进一步发挥人民币结算对贸易和投资便利化的促进作用，现就扩大跨境贸易人民币结算地区的有关问题通知如下：</p> <p>一、跨境贸易人民币结算地区增加河北、山西、安徽、江西、河南、湖南、贵州、陕西、甘肃、宁夏、青海省（自治区），地区范围扩大至全国。</p> <p>二、上述新增 11 个省（自治区）的企业可按照《跨境贸易人民币结算试点管理办法》（中国人民银行财政部 商务部 海关总署 国家税务总局 中国银行业监督管理委员会公告 [2009] 第 10 号）规定，以人民币进行进口货物贸易、跨境服务贸易和其他经常项目结算。</p> <p>三、吉林省、黑龙江省、西藏自治区、新疆维吾尔自治区的试点企业可按照《跨境贸易人民币结算试点管理办法》与境外国家和地区的企业开展出口货物贸易人民币结算业务。</p> <p>四、按照《跨境贸易人民币结算试点管理办法》第四条有关规定，上述新增 11 个省（自治区）和吉林省、黑龙江省、西藏自治区、新疆维吾尔自治区的人民政府应协调当地有关部门推荐出口货物贸易人民币结算试点企业，并报送人民银行、财政部、商务部、海关总署、税务总局、银监会审核。经审定后的试点企业使用人民币结算的出口货物贸易按照有关规定办理出口报关手续，享受出口货物退（免）税政策。</p> <p>请开展跨境贸易人民币结算的省（自治区）有</p>	<p>クロスボーダー人民元決済地域拡大についての通知</p> <p>企業のクロスボーダー人民元業務の実際需要を満たし、クロスボーダー人民元決済による貿易及び投資利便化を促進するために、クロスボーダー人民元決済地域拡大につき、以下の通り通知する：</p> <p>一、クロスボーダー人民元決済地域は、河北、山西、安徽、江西、河南、湖南、貴州、陝西、甘肅、寧夏、青海省（自治区）を追加し、範囲を全国に拡大する。</p> <p>二、上記の新規増加の 11 省（自治区）の企業は、「クロスボーダー人民元決済試行管理弁法」（中国人民銀行、財政部、商務部、税関総署、国家税務総局、中国銀行業監督管理委員会公告 [2009] 第 10 号）の規定に基づき、貨物輸入貿易、クロスボーダーサービス貿易、その他の經常項目の人民元決済を行うことができる。</p> <p>三、吉林省、黒竜江省、チベット自治区、新疆ウイグル自治区のパイロット企業は「クロスボーダー人民元決済試行管理弁法」に基づき、域外国家や地域の企業と貨物輸出人民元決済業務を行うことができる。</p> <p>四、「クロスボーダー人民元決済試行管理弁法」第四条の関連規定に基づき、上記新規増加の 11 省（自治区）および吉林省、黒竜江省、チベット自治区、新疆ウイグル自治区の人民政府は、貨物輸出貿易の人民元決済パイロット企業の推薦について関連部門と調整を行い、パイロット企業リストを中国人民銀行、財政部、商務部、税関総署、国家税務総局、中国銀行業監督管理委員会に提出し審査を受ける。審査により認定されたパイロット企業は、関連規定に基づき貨物輸出貿易における人民元決済で通関を申請する場合、輸出貨物の税還付（免税）政策を享受する。</p> <p>クロスボーダー人民元決済を展開する省（自</p>

关部门，按照《跨境贸易人民币结算试点管理办法》等有关文件要求积极做好相关工作，保证跨境贸易人民币结算工作顺利进行。

治区)の関連部門は、「クロスボーダー人民元決済試行管理弁法」などの関連文書に基づき、関連業務を積極的に行い、クロスボーダー人民元決済業務の順調な推進を確保する。

【日本語仮訳：三菱東京 UFJ 銀行(中国)有限公司企画部調査課】

- ☞ 弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる事務案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司企画部調査課

北京チーム：北京市朝陽区東三環北路 5 号北京發展大厦 4 階

上海チーム：上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯亞大厦 20 階

照会先：邢燕燕 TEL010-6590-8888 ext. 233

照会先：張亜秋 TEL021-6888-1666 ext. 4250

丁海聡 TEL021-6888-1666 ext. 4255